

ひとり親家庭等日常生活支援事業業務委託概要書

1. 業務の名称 仙台市ひとり親家庭等日常生活支援事業

2. 委託期間 4月～翌年3月 ※年度ごとに契約更新可。

3. 支援対象家庭

母子・父子家庭、寡婦などのひとり親家庭（子の年齢は20歳未満まで）

（1）一時的な利用

疾病、出産、看護、冠婚葬祭、残業、出張、学校等の公的行事への参加等

（2）定期的な利用（※定期的な利用のみ所得要件があります。）

小学生以下のお子さんを養育している家庭で就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合等）

4. 委託業務の内容

母子・父子家庭、寡婦などのひとり親家庭に対する育児や家事等の援助として次の内容とする。

（1）家庭生活支援員の選定

以下の資格を有する者のうちから家庭生活支援員を選定して登録する。

- ① 介護福祉士
- ② 介護職員基礎研修課程修了者
- ③ 訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修1級課程修了者
- ④ 訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修2級課程修了者
- ⑤ 訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修3級課程修了者
- ⑥ 実務者研修修了者
- ⑦ 介護職員初任者研修修了者
- ⑧ 保育士

（2）支援内容

利用者に提供する支援の内容は次のとおりとする。

※「(1) 家庭生活支援員の選定」に記載した⑧保育士の資格を有する者については、下記の③保育に関することについてのみ支援が可能。

※支援する場所は、被支援者の居宅とする。

- ① 家事に関すること
- ② 介護に関すること
- ③ 保育に関すること
- ④ その他日常生活の便宜に関すること

（3）利用料等の徴収

- ① 利用者から1回の利用につき家庭生活支援員派遣依頼書に記載された利用料を徴収する。
- ② 利用料を徴収したときは、受領した旨を記載した書面を利用者に交付する。
- ③ 利用者都合で利用者宅訪問後の支援提供中止の場合は、1回につき1,000円を徴収する。

5. 支援の時間帯及び支援の提供方法等

（1）支援時間

①支援の時間は1時間を単位とし、通常の利用時は午前9時から午後6時までの範囲内としている。

ただし、就労上の都合による定期利用は、支援開始時間が午前7時や午後6時以降となる場合がある。

- ②支援の時間数は、原則として1年度あたり240時間、かつ、1か月あたり20時間を限度とし、ひとり親家庭等になってから6か月以内にあつて、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じていると認められる場合には、さらに1か月あたり20時間を限度に加えることができる。

実サービス提供時間	契約上の時間
1時間未満	1時間
1時間以上1時間30分未満	1時間
1時間30分以上2時間30分未満	2時間
2時間30分以上3時間30分未満	3時間
(以降同じ)	(以降同じ)

(2) 派遣形態

原則として、家庭生活支援員1名で支援を提供するものとする。

(3) 履行確認

原則として、所定の様式で支援完了の際に利用者からの履行確認を受けるものとする。

(4) 関係機関との連携

利用者の処遇に関することは、保健福祉センター等関係機関との連携を図るものとする。

6. 委託料

委託料の支払いは、四半期ごとの実績払いとする。

業務委託料の算定方法

① 委託料

委託料は、事業者が利用者に家庭生活支援員を派遣した日数に次に定める単価を乗じて得た額とする。

委託料(派遣対象1世帯につき)	1,000円
-----------------	--------

② 家庭生活支援員の派遣手当

派遣手当は、事業者が利用者に提供した支援時間数に次に定める単価を乗じて得た額とする。

サービス提供時間の単位は1時間とする。

また、午前9時から午後6時までの範囲外の時間にもまたがって支援を提供した場合には、範囲外の時間における実支援提供時間が、30分以上1時間30分未満のとき1時間、1時間30分以上2時間30分未満のとき2時間、以降同様とし、これに500円を乗じて得た額を派遣手当に加算する。

世帯の区分	午前9時 ～午後6時	左記の時間外
① 負担のない世帯(生活保護・非課税世帯)	2,000円	2,500円
② 1時間あたりの負担額が150円の世帯 (児童扶養手当支給水準世帯)	1,850円	2,350円
③ 1時間あたりの負担額が300円の世帯 (①②以外の世帯)	1,700円	2,200円

7. その他

- ・利用者の受入れ条件、サービス内容及び事務手続き等については、仙台市の指示に従うこと。